

2.3 各府省庁の評価結果

2.3.1 内閣府

国際防災協力の推進（施策）（事後評価）

評価者：内閣府

（イ）施策の概要・目的

国際会議等を通じた日本の災害経験や防災に関する知見の提供、アジア各国の合意により設立され、アジア地域における防災情報の収集・提供、人材育成などに取組むアジア防災センターを通じた協力、国際社会における災害に対する取組みを推進する国連の防災担当部局である国連国際防災戦略事務局の活動に対する支援などにより国際防災協力を推進している。

（ロ）評価概要

国連国際防災戦略事務局が主催する防災に関する重要会合において、日本の出席者が議長を務め、議論を主導し、日本の災害経験の共有や復興を支援する国際的な仕組みの強化などに役立った。また、アジア防災センターのメンバー国によるこのセンター事業への応募・参加状況を見ると、防災共同プロジェクトへの応募数及び客員研究員申込数について定数及び定員の2倍を超える応募・申込

があることなどから、メンバー国における災害対策の推進に役立った。

防災に関する国際会議において、日本の経験や施策を発信するとともに、国際社会における防災に関する議論を主導し、復興に関する国際機関の協力関係を強化する取組の進展等を図り、アジア防災センターとメンバー国との共同プロジェクトや客員研究員の受入などを通じアジア地域の防災力の強化を推進し、国連国際防災戦略事務局への支援を通じ国際社会において防災の取組を広げることができたことから有効であった。

備考

- ・評価の種類 政策評価
- ・当該施策に関しては、一部にODA予算を含んでいるのみであるが、ODA施策として掲載している。
- ・「国際防災協力の推進」に関する政策評価は、平成20年度に実施した。

2.3.2 金融庁

新興市場国の金融当局への技術支援（事後評価）

評価者：金融庁

（イ）政策の概要・目的

開発途上国において、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は持続的な経済発展のために必要不可欠な基盤である。また、金融のグローバル化が進展する中で、アジアの新興市場国の金融システムの安定は日本を含む国際金融システムの安定化に不可欠である。こうしたアジアにおける金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することの重要性等を踏まえ、金融庁はアジア大洋州の新興市場国を対象に金融規制・監督当局への技術支援（銀行、証券、保険規制監督当局者に対する金融行政

研修の実施）に積極的に取り組んでいる。

（ロ）評価概要

2007年度に実施した研修事業は、過去に行った各種調査結果に基づいて企画立案、実施したものであり、新興市場国のニーズに応えるものになっている。

金融行政研修については、事後アンケート調査の結果、回答者のおおむね7割以上から研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」との回答を得ていることから、金融行政研修は、新興市場国の金融当局

に対する技術支援を通じた能力向上、更には日本との連携強化に寄与しているものと考えられる。

備考

・より詳細な情報は金融庁のホームページ参照。

2.3.3 総務省

グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献（事後評価）

評価者：総務省

（イ）政策の概要・目的

日本の情報通信行政の国際理解の推進、二国間・多国間等の枠組みによる課題解決のための取組、国際的な情報格差（デジタル・ディバイド）の解消（特にアジア地域）ネットワークの発展を促す市場環境・制度の整備、グローバルネットワークにおける国際標準化の推進への対応等を行うことにより、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現に貢献するとともに、各国との国際協力関係の強化に資する。

（ロ）評価概要

国際会議等において、情報通信政策や今後の協力等に関する意見交換、規制改革対話、国際的な課題に対する意見交換等を積極的に実施し、情報通信に関する各国間や国際機関等との政策協調に

向け取り組んでいる。

これらの取組は、各国からハイレベルの実務者が参加するとともに、国際的な課題に対し十分に対処できる者が参加し意見交換等を行っており、国際理解・国際協調の面から有効性が認められるところである。

国際的デジタル・ディバイドの解消やネットワークの発展を促す市場環境・制度の整備等、課題によっては二国間・多国間等の枠組みによる積極的かつ継続的な対話・調整・支援等が必要である。

備考

・この政策に関しては、一部にODA予算を含んでいるのみであるが、ODA政策として掲載している。より詳細な情報は総務省のホームページ参照。

2.3.4 財務省

（1）国際開発金融機関を活用した支援（事後評価）

評価者：財務省

（イ）政策の概要・目的

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関は、開発援助における豊富な経験や専門知識を持った人材を多く有するとともに、その広範な情報網を活用し、効果的な援助を行うことができるなどの長所がある。財務省はこのような長所を十分認識し、責任ある国際社会の一員として、国際開発金融機関の活動に積極的に貢献するとともに、国際開発金融機関の主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、日本のODA政策・開発理念を国際開発金融機関の政策に反映させる。

（ロ）評価概要

財務省は、国際開発金融機関の主要株主として、

国際開発金融機関が行う融資業務や組織運営等について積極的に意見を述べ、これらの施策に日本の開発の理念やODA政策を適切に反映させるよう努めている。平成19年度は、所得水準が特に低い開発途上国に対し、緩和された条件で譲許的融資を行う国際開発協会及びアフリカ開発基金に対し、新たな増資を行うことを合意した。今回の増資資金は開発途上国向けのインフラ整備、社会サービスの提供といった途上国の持続的経済成長、貧困削減を促すプロジェクト実施に向けられる。また、同年度に開始されたアジア開発基金の増資交渉においても、機関の今後の業務の方向性や政策の議論に、日本は主要株主として積極的に参画している。

また、各国際開発金融機関本体への出資に加えて、各機関に日本信託基金を設け、途上国への政策アドバイス、途上国政府の制度構築・人材育成、市民社会組織の能力構築等、貧困削減や経済発展に向けて取り組んでいる。平成19年度は、例えば世界銀行の開発政策・人材育成基金ではベトナムへの教育の質向上支援、アジア開発銀行の日本特別基金ではモンゴル教育改革支援などがそれぞれ

承認された。

さらに、財務省は日本の二国間による支援の効率性・有効性を高めるため、国際開発金融機関と協調・連携した途上国への資金協力を行っている。このように、国際社会の援助ニーズに対応し、国際開発金融機関の活動に積極的に貢献するとともに、国際開発金融機関の知見を活用しながら効果的な援助を実施することができた。

(2) 財政分野や関税・税関分野における人材育成支援、制度・政策支援（事前・事後評価）

評価者：財務省及び一部第三者による評価

(イ) 政策の概要・目的

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、各国の発展段階や経済構造に応じた適切な経済社会制度の設計及び運営を行う必要がある。財務省は、財政金融分野や関税・税関行政分野等の制度や政策について、人材育成支援や制度政策支援を実施し、国際協力・交流の推進に積極的に取り組む。

(ロ) 評価概要

財務省は、経済・社会開発の担い手となる人材育成を目的として、開発途上国の政策担当者及び行政実務担当者等を対象とした研修・セミナーや、政策ミッションへの参画及び専門家派遣による開発途上国への専門的なアドバイスを実施している。平成19年度において、例えば以下の支援を行った。

- ラオス税務行政実務研修
- ベトナム財務省に対する税制改革支援・ベトナム社会政策銀行支援
- 対外債務管理ワークショップ
- WCO / 日本関税技術協力プログラムによる専門家派遣

支援の実施にあたり、要望調査のためのアンケート、調査団の派遣及び現地担当者へのヒアリングを通じ、事前に被援助国の要望及び現状把握を行い、支援内容に反映させた。

終了時においても、参加者に対するアンケート調査を行い、研修内容等に関する意見のフィードバックに努めた。その他、研修参加者の修了後の活動状況や今後の研修に関する要望等を把握することを目的に、必要に応じ評価調査団を派遣した。また、日本で開催された研修に参加した他国の職員に対しては、帰国後に現地研修を実施した際に発表者として参加してもらうなど、日本での研修が最大限生かされるよう、フォローアップに努めた。

このように、人材育成支援がより開発途上国の要望に則したものとなるよう見直しを行った結果、多くの参加者からカリキュラムや講義内容等について高い評価が得られた。

備考

・より詳細な情報は財務省のホームページ参照。

2.3.5 文部科学省

(1) 国際協力の推進（事後評価）

評価者：文部科学省

(イ) 政策の概要・目的

大学が有する日本の知を収集・整理・蓄積し、これを活用した開発協力モデルの策定・普及啓発等を通じて日本の国際協力活動の一層の促進及び効率的実現に取り組む。

(ロ) 評価概要

③ 日本の知見を活用した国際教育協力活動

日本の国際協力活動の一層の促進及び効率的実現に向けた取組として、これまで実施してきた関連事業を整理・統合し、「国際協力イニシアティブ」

を開始した。同事業では、主として大学が有する日本の知を収集・整理・蓄積し、これを活用した開発協力モデルの策定・普及啓発等を行った。この過程を通じて得られた成果は様々な形で活用されており、国際教育協力の質向上に寄与することができた。

また、独立行政法人国際協力機構(JICA)と連携して、青年海外協力隊「現職教員特別参加制度」を創設し、現職教員の参加体制の整備・強化を図っている。現職教員が開発途上国で、様々な障壁を克服し国際教育協力を実践することにより、問題への対処能力や指導力の向上など教員の資質能力の向上が期待されるほか、帰国後は自身の貴重な体験を教育現場に還元でき、ひいては日本の教育の質を高めることにつながることから、積極的に現職教員の参加促進に取り組んできた。しかし、同制度による青年海外協力隊への参加者数が想定数を下回ったことから、現職教員への派遣前・中・後の支援や同制度の存在・内容の普及啓発を一層充実させることなどを通じて、参加者数の減少傾向に歯止めを掛けるべく努めることとする。

⑥ユネスコへの協力

アジア太平洋地域を対象とした識字事業等に対し、信託基金の拠出を通じた協力を行っている。2007年度は、「万人のための教育(EFA)」信託基金において、コミュニティー学習センター(CLC)の強化、生涯学習の推進、識字率調査方法の開発、幼児教育事業実施のための政策及び戦略プログラムの推進等の事業を通じて、開発途上国における就学率の向上、識字率の向上、教育のすべての局面における質の改善など、「ダカール行動枠組み」で示された目標に向けた取組に貢献した。特にCLC事業については、アジア・太平洋地域のCLC設置数が増加するなど、ユネスコの活動が確実にアジア太平洋地域に浸透していることが伺える。

しかし、世界教育フォーラム(2000(平成12)年、ダカール)で採択された「ダカール行動枠組み」の目標である、成人(特に女性)識字率を2015(平成27)年までに改善すること等については、特に南・西アジアのいくつかの国々では、引き続き成人識字率が低く、また識字向上の速度も十分でないなど、さらなる取組の充実が不可欠である。また、2002年のヨハネスブルグサミットで日本が提唱した「持続可能な開発のための教育の10年(UNDESD:2005-2014年)」を主導するユネスコを支援するため、「持続可能な開発のための教育」(ESD)信託基金を拠出し、ESDの国際レベルでの普及・啓蒙に協力した。2007年度はESDの10年の3年目であったが、ESDに関する認知度並びに取組が十分とはいえないことから、ESDの普及に重点を置き事業を実施したところ、ESDウェブサイトのアクセス数増加や各主体によるワークショップの開催など、ESDの普及・推進に一定の成果を上げたと言える。

しかし、ESDの取組は緒についたばかりであり、さらに推進する必要があることから、2008年度は、特に初等中等教育の各段階でESDの概念の理解が十分図られること、ESDを効率的に普及させるためにも優先的に実施する事業を定め、ESDの推進に取り組む予定である。

さらに、平成21年はDESD(ESDの10年)の中間年であることから、この5年間の取組のモニタリング評価を行い、今後5年間の活動の方針を再確認することとする。

備考

- ・より詳細な情報は政策評価による評価(2007年度実績評価)を参照。
- ・非ODAを含む。

(2) 留学生交流の推進(事後評価)

評価者：文部科学省

(イ) 政策の概要・目的

留学生の受入れ・派遣を通じた留学生交流は、日本と諸外国との間の人的ネットワークの形成や相互理解と友好関係の深化、国際的に開かれた社会の実現、日本の大学等の国際化・国際競争力の強化、人材の育成を通じた知的国際貢献等に重要

な役割を果たしており、これまでも諸政策を通じて、その充実に向けてきたところである。

今後も、優秀な留学生の受入体制の充実、日本人学生の海外留学に対する支援の充実を図ることにより、日本の国際競争力の強化、国際貢献及び大学の国際化の推進を目指す。

(ロ) 評価概要

2007年度においては、日本に受け入れている留学生数は118,498人で、過去2番目に多い数となっている。しかし、日本の高等教育機関の学生全体に占める留学生の割合は3.3%と先進諸国に比して必ずしも多くない状況にある。

国費外国人留学生の受け入れ人数は10,020人となっており、過去最高の人数となっている。2007年度においても、国際的に魅力のあるプログラムを実施する大学に、国費外国人留学生（研究留学生）を優先的に配置する「特別プログラム」を引き続き実施するとともに、新たに、日本企業への就職意志のある優秀な留学生に対し就職支援を行うため、経済産業省と連携し「アジア人財資金構想」を開始した。この取組は、産学官連携による優秀な留学生獲得を促すこととなっている。また、私費外国人留学生に対する支援施策である学習奨励費の2007年度における給付者数は12,698人となっている。政府全体の一般歳出についての抑制方針やODA経費の削減の厳しい財政状況の中、

支援対象の成績評価方法を厳格化し、より優秀な留学生への支援を実施した。

日本人学生の海外留学については、2007年度における短期留学推進制度（派遣）の採択者は757人、長期海外留学支援の新規派遣者数は72人となっており、厳しい財政状況の中ではあるが、前年度より増加している。また、アジア太平洋大学交流機構（UMAP）単位互換方式の積極的な活用による学生派遣をするなど、国際的に活躍できる日本人の育成に寄与した。

上記の結果から、留学生の受入れ・派遣の両面での一層の交流の推進は、厳しい財政状況の下であるが、効率的・効果的な支援を行うことにより、おおむね向上していると判断した。

備考

- ・より詳細な情報は政策評価による評価（2007年度実績評価）を参照。
- ・非ODAを含む。

2.3.6 厚生労働省

(1) 二国間等の国際協力を推進すること：

保健衛生・福祉分野における開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること（事後評価）
評価者：厚生労働省

(イ) 政策（施策・事業）の概要・目的

④水供給プロジェクト計画作成指導等事業

開発途上国に対する水供給分野の協力について、専門的な観点から被援助国の実状、ニーズを把握し、優先度の検討評価などを踏まえて、今後の協力を行うべき方向を具体的に検討する。また、併せて、特に重要と考えられる案件については、開発途上国が立案する水道計画（施設整備、経営等）の熟度を高めるために、厚生労働省の持つ技術的ノウハウを活用して、水源（河川、地下水）からの取水に始まり浄水処理を経て各戸等への給水に至る技術的見地からの現地調査や、料金徴収等も含めた経営状況改善に係る経済財務分析などの検討を開発途上国と共に行うことを通じて、途上国の行政及び事業者に対する助言・指導を行う。

⑥ASEAN・日本HIV/AIDSワークショップ開催事業 ASEAN諸国及び日本が有するエイズに関する

経験やノウハウの共有を目的として、世界保健機関（WHO）、国連エイズ合同計画（UNAIDS）等の国際機関の協力を得て、エイズ対策に関する経験やノウハウが豊富な国でワークショップを開催する。このワークショップでは、患者のケア、治療等に係る現場視察などを通じて、次のような効果を目指している。

- ・サーベイランス体制の構築、予防教育・患者ケア等の分野の知識・経験の共有が促進される。
- ・周辺諸国と交流することにより、国境を越えて推進されるべきエイズ対策に必要な協力関係の形成を容易にする。

◎ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業

ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、2003年より行っているものであり、社会福祉及び保健医療の分野におけるASEAN諸国との協力関係の

発展及び当該分野での人材育成の強化を目的として、ASEAN10か国から社会福祉及び保健医療政策を担当するハイレベル行政官を招聘し開催するものである。

また、この会合は、ASEAN+3保健大臣会合及び社会福祉大臣会合を支える事業として位置付けられており、これらの会合に成果が報告される。

(ロ) 評価概要

④水供給プロジェクト計画作成指導等事業

水供給分野について、平成19年度は途上国3か国の水道事業者に対して、水道設備敷設または運営管理改善に関する調査・助言を実施した。調査・助言は当該国の水道事業の改善に活用されるほか、JICA等のプロジェクトとして結実するよう厚生労働省から関係機関に継続的に働きかけを行なう。

⑤ASEAN・日本 HIV/AIDSワークショップ開催事業

保健医療分野について、平成19年度は8か国の参加を得て、カンボジアでHIV/AIDSワークショップを開催した。ASEAN域内でも、財政力の違いによってエイズ対策の取組の格差が生じているが、カンボジアでは、自国の財政力が脆弱にもかかわらず国際援助機関等の支援により、効率的にART(抗レトロウイルス療法)を普及し成功している。その要因として、病院でのART、PMTCT(母子感染予防) VCCT(自発的HIVカウンセリング及びテスト)の各サービスをワンストップサービスとして

提供する体制を整備していること、地域ケア体制(Khmer HIV/AIDS NGO Allianceをはじめとするコミュニティベースの相互扶助活動)を確立していること、病院サービスと地域ケアサービスの連携が機能していること、の三点を挙げることができ、参加国からは、この普及手法を学ぶ機会は有益な経験であったと高く評価された。

⑥ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業

社会保障分野について、平成19年度(第5回会合)は地域における高齢者サービスという観点から、社会福祉・保健医療サービスの連携と人材育成・地域開発をテーマとして、日本及びASEAN各国間の情報・経験の共有を図った。施設で提供されるサービスの内容と在宅介護の支援体制を日本で実際に学ぶ機会が得られることへ参加各国から高い評価がなされた。また、この会合の結果は平成19年12月にハノイ(ベトナム)で開催されたASEAN3社会福祉大臣会合に報告され、各国から高く評価されるとともに、この社会保障ハイレベル会合開催を継続するよう強い要望が示された。

備考

- ・より詳細な情報は厚生労働省のホームページを参照。
- ・ここでの政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)」に基づくもの。

(2)-1 二国間等の国際協力を推進すること：

労働分野における開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること(事後評価)

評価者：厚生労働省

(イ) 政策(施策・事業)の概要・目的

④ASEAN地域労使問題政労使セミナー事業

ASEAN地域を対象に、同地域の健全な労使関係の構築を目標として、政労使を対象としたセミナーやワークショップを開催し、その中で労使対話の重要性や日本の労使関係における知識や経験の共有を図っている。

⑤アジア開発途上国人事・労務管理者育成事業

アジア地域の開発途上国の企業・経営者団体の中核幹部を日本の企業へ受け入れ、日本の人事・労務管理手法を学ばせることにより、同地域の日

系企業を含めた現地企業の発展を図り、同地域の安定・発展に貢献する事業である。

(ロ) 評価概要

ASEAN地域労使問題政労使セミナー事業においては、ASEANの枠組みを活用しているため地域一体として取り組めるとともに、ASEAN労働大臣会合やASEAN高級事務レベル会合との連携をもつことで、各国行政機関が事業の趣旨や効果を政策に反映させやすい効率的な仕組みとなっている点が優れている。

この事業は、平成14年から3年計画で2期に渡り

実施されたが、最終年度の平成19年度のASEAN高級事務レベル会合においてその成果が高く評価されるとともに、事業の継続が求められたことから、平成20年度も引き続き実施することとなったが、これまでの委託事業ではなく、ILO拠出金事業に事業スキームを改めた。これにより、日本からの直接の支援を離れ、ILOがセミナーの企画立案及び事業運営を行うこととなったため、ILOの活動目的の一つである労使協調にかかる専門的知見が活用できるとともに、ASEAN地域各国の自立的な活動が促進されるといった一層の効果が期待できるところである。

アジア開発途上国人事・労務管理者育成事業は、前半の日本語研修を含むOff-JTの基礎研修と、後半の企業内実施研修に分かれている。まず、研修希望者の年齢、経歴、職務、実習を希望する企業業種等を考慮し、研修対象者の人選を厳正に行い、基礎研修を集団的に行うことで効率化を図っている。その後の企業内実施研修は研修対象者が基礎研修により身につけた日本語により行うことができる。日本の人事労務管理システムを直接OJTで学べるだけでなく、システムの背景にある日本文

化や歴史等も無理なく学べるプログラムが効果的に組み立てられており、研修成果については対象国の経営者団体、研修修了生から高い評価を得ている。また、帰国後に人的ネットワークを構築し、日本及び途上国間相互理解の促進、日本の国際協力の推進といった長期的効果も得られている。

これら事業は、国づくりの担い手となる基幹人材の育成を行うものであり、事業参加者の多くは実際に帰国後に関連分野で活躍していることから、十分有効であると言える。また、基幹人材の育成であることから、事業目的を対象途上国全体に効率的に波及させることができるとともに、日本と関連の深いアジア地域の自立的で持続可能な発展を支えることは、日本の安定した社会的・経済的発展にも役立つものである。

備考

- ・より詳細な情報は厚生労働省のホームページを参照。
- ・ここでの政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）」に基づくもの。

(2)-2 二国間等の国際協力を推進すること：

労働分野における開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること（事後評価）

評価者：厚生労働省

(イ) 政策（施策・事業）の概要・目的

国際社会に貢献するため、日本の有する政策制度等に関する豊富な経験や知識を活用して、開発途上国に対する労働分野における人材養成事業等の協力を推進するため、以下の事業を実施する。

③アジア太平洋地域人材養成協力事業

アジア太平洋地域における人材養成分野での協力に関するノウハウの蓄積及びその活用方策の検討等国際協力基盤の整備を図るとともに、アセアン、アジア太平洋経済協力（APEC）の枠組みを活用しつつ、協力対象国の能力開発システムの構築・改善、被援助国の卒業促進、官民協力の促進、日本の情報発信機能の強化等を目的として、各種研修事業等並びに人材養成分野の国際協力を実施する。

⑥技能実習制度推進事業

外国人研修・技能実習制度の適正かつ円滑な推

進を図り、外国人研修・技能実習生が修得した技能等を帰国後母国で活用することによって経済発展に資することを目的に、外国人研修・技能実習生の管理を一元的に行うとともに、受入れ企業、技能実習生等に対する指導・援助等を実施する。具体的には、研修生・技能実習生受入れ企業等に対する巡回指導や企業の外国人研修を担当する研修指導員に対する講習会の開催等を行う。

(ロ) 評価概要

アジア太平洋地域人材養成協力事業においては、研修等参加者が各所属機関において研修等参加者の上司に報告を行い、その報告を受けて各所属機関の人材育成カリキュラム改訂や、人材育成計画の策定の一助とするなど活用していることから、実効性があると考えられるため、引き続き実施していくことにより、さらなる人材養成が期待できると考えられる。

また、技能実習制度推進事業では、評価方法と

して、計画どおり技能実習を修了したことを認定する技能実習修了認定証を受けた技能実習生の割合を本事業の達成状況を確認するための指標としているところである。平成19年度実績は、94%であり、平成19年度目標（95%以上）については未達成となっていることから、引き続き本事業の実施を通じ、制度の適正化を一層推進していく必要がある。

備考

- ・より詳細な情報は厚生労働省のホームページを参照。
- ・ここでの政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）」に基づくもの。
- ・技能実習制度推進事業は雇用保険二事業による事業評価を行っている。

(3) 集団的労使関係法制の普及啓発を図ること：国際労働関係事業（事後評価）

評価者：厚生労働省

(イ) 政策（施策・事業）の概要・目的

国際労働関係事業は、アジア、アフリカ、中南米等の国や地域の労働組合関係者、使用者団体関係者及び労働関係指導者等の日本への招聘、フォローアップセミナーの開催及び現地セミナーの開催等を行うことにより、本事業参加者に労使関係法、人事労務管理、労働事情等への理解を深めさせ、各国企業の長期的な労働関係の安定、各国企業と日本の事業者との取引の安定及び経済連携のための人的基礎の構築を図り、日本国内の雇用の安定を目的とする事業。

(ロ) 評価概要

平成19年度は、招聘事業については、82か国から211名の参加者があり、新規に3か国からの参加者があった。また、現地セミナー事業及びフォローアップセミナーについては22か国から2,286名の参加者があった。

これら諸外国の労働組合関係者及び使用者団体関係者から、出身国の労使関係法制情報や労働事情など労使関係情報を収集するとともに、日本の

労使関係諸制度に対する意見などを聴取することができた。この結果得られた国内外の労使関係法制情報をホームページなどを活用して、情報発信を行っている。一方、当該参加者においては、日本の集団的労使関係法制に係る知識等を習得し、その理解を深めることができた。以上のことから、当該事業は集団的労使関係法制の普及啓発を図る個別目標の達成に向けて、着実に進捗しているものと評価できる。

備考

- ・より詳細な情報は厚生労働省のホームページを参照。
- ・ここでの政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）」に基づくもの。
- ・当該施策に関しては、一部にODA予算を含んでいるのみであるが、ODA施策として掲載している。
- ・国際労働関係事業は雇用保険二事業による事業評価を行っている。

2.3.7 農林水産省

(1) 農業分野：食料・農業・農村に関する国際協力の推進(事後評価)

評価者：農林水産省

(イ) 政策の概要・目的

世界には約8億5千万人（2001 - 2003年）の栄養不足人口が存在し、その96%が開発途上国に集中していることから、1996年の世界食料サミットにおいて、世界の食料安全保障の達成と栄養不足人口の2015年までの半減を目指すことが宣言され

た。さらに、2002年に開催された世界食料サミット5年後会合においては、世界食料サミットにおいて定められた目標の達成状況が不十分であるとして、世界の栄養不足人口の半減に向け、各国による取組の一層の強化が求められているところである。

また、昨今の国際的な食料価格高騰問題に対する国際的な取組の必要性が高まっており、平成20年5月のアフリカ開発会議（TICAD）や6月のFAO（国連食糧農業機関）ハイレベル会合の宣言文等においても、アフリカをはじめとする途上国における農業生産性向上の重要性や、各国の食料生産の強化を基本とする食料安全保障の確立について記載されている。

さらに、ODAの実施に当たっては、日本の外交政策や国内政策との整合性を図っていくこともこれまで以上に求められるようになってきている。このような観点から、EPA交渉やWTO農業交渉等における日本の主張を開発途上国に浸透させるとともに交渉の円滑化を図るなど、日本の農業政策への理解促進に資することも重要である。

こうしたことから、飢餓・貧困の削減や地球環境の保全に資するため、ひいては世界の食料需給の将来にわたる安定に貢献するため、開発途上国の実情やニーズに即して、食料・農業・農村分野の技術協力や食料援助を進めるなど、食料・農業・農村に関する国際協力を積極的に推進していく。

（ロ）評価概要

この政策においては、①日本の食料安全保障の確保にも資する協力、②WTO、EPA等の国際交渉における日本のイニシアティブの発揮に資する協力、③日本への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応の3項目を目標として設定し、さらに各事業毎に事業目標を設定し、相手国の関係者等を対象として、それぞれ

の達成度等について、4段階評価のアンケート調査を実施した。アンケートの内容は、妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性の視点を盛り込んだ内容とし、目標値は各目標ともアンケート調査の平均値3.5とした。

その結果は以下の通りである。

- ①日本の食料安全保障の確保にも資する協力：3.3
- ②WTO、EPA等の国際交渉における日本のイニシアティブの発揮に資する協力：3.4、
- ③日本への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応：3.2

評価結果はおおむね有効であるものの、グローバル化や国際交渉の進展等、TICADや北海道洞爺湖サミットの宣言文等を踏まえ、アフリカをはじめとする飢餓・貧困の多い開発途上国における具体的な取組を検討・推進していく事で、効率的な農林水産分野の国際協力を行う必要がある。

その際、三つの重点分野（①日本の食料安全保障の確保にも資する協力・交流、②WTO・EPA等の国際交渉における日本のイニシアティブ発揮に資する協力、③日本への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応）の取組を検討していくことで、今後の達成度の向上を図っていく必要がある。

備考

- ・非ODA事業含む。
- ・より詳細な情報は、農林水産省のホームページ参照。

（2）森林・林業分野：

国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進（事後評価）

評価者：農林水産省

（イ）政策の概要・目的

この政策は、森林・林業分野の国際的な技術協力などによって、途上国等における持続可能な森林経営を阻害している違法伐採など様々な課題への取組を推進することを目的とする。

近年の国際議論においては、途上国の森林減少・劣化の問題が重要課題として位置付けられており、日本としては、このような国際議論の動向や、相手国カウンターパートのニーズ等を踏まえて、各国、国際機関、NGO等との連携の下で、荒地植林等の技術開発、NGO等の海外植林活動に

関する情報整備、人材育成、森林資源管理体制の強化支援等を推進する事業を実施している。また、関係各国の政府機関やNGO等の関係者が参集する国際会議の開催、FAO（国連食糧農業機関）及びITTO（国際熱帯木材機関）が実施するプロジェクトへの資金拠出を行っており、これらの取組を通じ、この政策が目的とする途上国等の持続可能な森林経営の推進を図っている。

（ロ）評価概要

国際林業協力事業の実施相手国の政府機関関係

者等を対象として、事業成果等について、5段階評価のアンケート調査を実施し、その結果を数値化して百分率により集計した。

このアンケートでは、実施事業の「持続可能な森林経営への寄与度」についての質問を設け、全ての回答者が最も評価が高い回答をする場合（100%）を目標値として設定した。その結果、達成状況は94%となり、相手国から見て一定の事業効果が感じられていること等が推察された。

なお、このアンケートでは、上記「持続可能な森林経営への寄与度」の他に、有効性、効率性等

についても5段階評価のアンケート項目を設けており、それらの結果は、実施した事業の分析や見直しの方向性の検討等に活用している。

備考

- ・非ODA事業含む。
- ・国際林業協力関係の事業は、政策分野「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」の一環として評価を実施。
- ・より詳細な情報は、農林水産省のホームページ参照。

(3) 水産分野：国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大（事後評価）

評価者：農林水産省

(イ) 政策の概要・目的

公海の水産資源、まぐろ類等の回遊性の高い水産資源等については、関係国が協力して、漁獲能力の管理やIUU（違法・無報告・無規制）漁船対策を積極的に進め、その持続的な利用の確保に努めることが肝要であることから、国際的な管理を要する水産資源の適切な保存及び管理を図り、また、日本漁業の漁場の維持及び開発を図る。

(ロ) 評価概要

水産物の安定供給の確保を図るためには、国内漁業のみならず、日本の排他的経済水域外における水産資源の持続的な利用及び管理が必要であり、当該水域における操業に関する協定の締結、諸外国との協議、国際的な水産資源管理枠組みへの協力等を推進することが有効である。

これらの観点から、「国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大」を目標として設

定し、地域漁業管理機関等における資源管理への取組への協力及び関係国との協議を積極的に推進した結果、管理対象魚種については、昨年度より2魚種（マカジキ・メカジキ）増えて77魚種となった。これは、平成19年度において中西部太平洋まぐろ類条約対象水域におけるマカジキ及びメカジキの資源評価を行った結果、国際機関により管理対象魚種に選定されたためである。

なお、漁業協定数については、平成19年度は、前年度と同数の50協定となった。

備考

- ・非ODA白書事業含む。
- ・国際漁業協力関係の事業は、政策分野「水産物の安定供給の確保」の一環として評価を実施。
- ・より詳細な情報は、農林水産省のホームページ参照。

2.3.8 経済産業省

(1) 経済協力の推進施策（事前評価）

評価者：経済産業省

(イ) 政策の概要・目的

この施策は、途上国の経済発展を支援するため、途上国の貿易・投資環境を整備するための経済協力を推進し、ひいては、日本と当該国との貿易・投資拡大を通じた経済関係の深化を図ることを目的としている。

日本は先進国の一員として、途上国の発展に寄与するとともに、国際社会の平和と発展に貢献することが求められている。このため、インフラ整備や人材育成といった経済発展基盤整備に対して円借款と技術協力を主なツールとした経済協力を実施し、民間投資の活力を引き出ししていくとい

た、日本独自の途上国発展を実施していくことが必要である。これが、ひいては日本経済・産業に裨益することにもつながる。

特に、従来から、日本企業は東アジア地域において国際事業ネットワークを形成し、同地域における経済成長のダイナミズムを取り込んできたことから、現在行われている経済連携交渉なども踏まえ、今後とも東アジア地域との関係を深化・拡大させていくことが重要であり、引き続き、貿易・投資環境整備のための同地域における経済協力を推進していくことが必要である。

その際、特に、以下の点に重点的に取り組み、途上国の貿易・投資環境の整備と当該国の貿易・投資の拡大を図る。

①産業・物流インフラ整備の促進

途上国及び日本産業界ニーズを踏まえたインフラ整備を促進する。

②制度インフラ構築支援：「アジア標準」の創出・展開

重点化すべき制度インフラ整備案件を検討・共有し、アジア標準の創出・展開を図る。

③産業人材育成の強化

東アジアにおける産業人材育成を通じ、現地企業のパフォーマンス向上を図る。

(ロ) 評価概要

日本は、東アジアを重点地域としてODAを供与し、相手国との外交関係の強化や経済発展基盤の整備を支援することで、経済関係の深い同地域の貿易投資環境整備を行ってきた。特に東アジア地域は、発展段階に差があることから、それぞれの国のニーズ（人材、インフラ、制度など）に応じた経済協力を通じて、内外から多くの民間投資が行われ、東アジア諸国の経済発展に寄与してきた。主要アジア諸国に対する日本の経済協力はいずれも大きな割合を占めており、経済協力なくしては現在の発展に支障を来していたことが十分予想される。引き続き、途上国の産業人材育成や制度構築支援などソフト面での経済協力や、円借款によるハードインフラ整備といった経済協力に取り組むことは、従来から緊密な関係にある東アジア諸

国と今後とも連携を一層深めていくことにつながり、ひいては日本経済・産業の発展に裨益することから、その波及効果は大きい。

また、途上国の経済発展レベルや産業発展の段階を踏まえ、経済協力の内容・重点がそれぞれ異なることに留意しつつ、各経済協力ツールの選択と集中を行い、効果的、効率的に組み合わせることで、この施策の費用対効果を維持・強化していくこととする。特に、近年、日本の財政事情が厳しい中で、経済産業省のODA費も、ピーク時の558億円（平成9年度）から、平成19年度予算では292億円にまで約5割減少している。この間、政府全体でもODA額が約4割減少するなど、予算をめぐる環境は極めて厳しい状況であるが、一方で支援する対象や制度の絞り込みや他制度との組合せにより効果的な執行に努めることとする。

例えば、一定の基盤整備がすでに整備されている先進ASEAN諸国には、民間資金に公的資金を補完的に組み合わせた方法でのインフラ整備や専門性の高い人材を中心とした産業人材育成を行い、更なる民間投資促進を通じた国際競争力強化に注力する。また、一定の発展を遂げている中進ASEAN諸国については、投資環境改善による産業集積の確立に向けたハード・ソフトインフラ整備、中小企業振興及び裾野産業支援のための人材育成等を行う。さらに、他国と経済格差がついている後進ASEAN諸国に対しては、産業、貿易、物流拠点といった基本的なハードインフラ整備など、域内の経済格差是正のための包括的な経済協力を行う。これらにより、現在、漸増傾向にある東アジアの貿易投資額の維持、増加を図る。

こうした経済協力は、中長期的な観点から、一体性と一貫性をもって実施する必要があること、途上国の開発政策と日本の経済協力の調整を図ることが求められていること、国際社会における連携も必要とされることから、国として取り組むことが求められている。

備考

- ・より詳細な情報は経済産業省のホームページを参照。

2.3.9 国土交通省

(1) 国際協力評価事業（事後評価）

評価者：国土交通省

（イ）事業の概要・目的

開発途上国における交通分野の社会経済インフラ整備に関する効果を把握するための手法を、ケーススタディーを行いながら検討するとともに、開発途上国のインフラ整備効果を検証し、今後の国際協力事業の効果的な推進を図る。

（ロ）評価概要

平成19年度はベトナムの鉄道分野のインフラ・プロジェクトの整備効果をわかりやすい可視的な表現で、原因 - 結果の因果関係を表現することができる、「ロジック・モデル」を用いた評価手法を活用することにより、事業効果の算定およびこの手法の適用可能性を検討した。事業効果の算定に必要なデータを収集するために現地の交通関連企

業等を対象にヒアリング調査を実施した。調査結果から、インフラ・プロジェクトの整備によって列車速度の向上、安全性の向上、維持管理費の変動及び騒音・振動の変動等の効果を整理することができた。また、事業を通じて、「ロジック・モデル」を用いた評価手法は、対象としたインフラ・プロジェクトの当該企業のビジネスに与えるインパクトについて定量的に把握することができることや、都市部の交通だけではなく、全国的な産業の波及までを含めた評価・検討が可能であることを確認した。

備考

- ・政策評価手法に基づく政策評価ではないが参考として掲載。

(2) インフラ・プロジェクトの効果分析調査（事後評価）

評価者：国土交通省

（イ）事業の概要・目的

国土交通省では、今後の国際協力事業の効果的な推進に活用するため、国内のインフラ整備事業に対する評価を通じて蓄積してきたノウハウ・知見を活用し、ODAによるインフラ整備事業の評価及びその評価手法の検討に取り組んでいる。

平成18年度及び平成19年度は、日本の無償資金協力によって下水道関連施設が整備されたエジプト・ギザ市西オムラニア地区を事例に、下水道事業のインパクト評価手法の検討を行った。

定量的なデータの取得が困難な途上国において、インパクト評価を地元住民等へのアンケート調査で実施することは有効であるという認識のもと、平成18年度は、西オムラニア地区で住民アンケート調査を実施し、さらに、平成19年度は、近接する下水道未整備地区等を対象に、住民アンケート調査を実施した。また、住民アンケート調査

を補完するため、簡易水質試験も実施した。

（ロ）評価概要

調査の結果、下水道整備地区では、未整備地区に比して、悪臭の改善やゴミの減少などの下水道事業の波及効果が顕著に現れた。このことから、下水道事業のインパクト評価にあたっては、悪臭やゴミなどの指標が、重要な指標となることが確認された。

また、定量的なデータの取得が困難な途上国においても、適切な指標の設定により、アンケート調査によるインパクト評価が十分に可能であることが確認された。

備考

- ・政策評価法に基づく政策評価ではないが参考として掲載。

2.3.10 環境省

環境政策の基盤整備（事後評価）

評価者：環境省

（イ）施策の概要・目的

地方公共団体等において環境に関する行政、または分析業務を担当している職員を対象に、海外から研修生を受け入れる際に必要なプログラムづくり、実施のノウハウについて専門的な研修を行う。

備に寄与した。

備考

- ・当該施策に関しては、一部にODA予算を含んでいるのみであるが、ODA施策として掲載している。
- ・より詳細な情報は環境省のホームページ参照。

（ロ）評価概要

国内における途上国からの研修生受入体制の整

各府省庁の評価結果掲載HP一覧

内閣府	http://www8.cao.go.jp/hyouka/index.html
金融庁	http://www.fsa.go.jp
総務省	http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/index.html
法務省	http://www.moj.go.jp
外務省	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html
財務省	http://www.mof.go.jp
文部科学省	http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/index.htm
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/dl/x-1-b.pdf
農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/assess/hyoka/kekka/2007/index.html
経済産業省	http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html
環境省	http://www.env.go.jp/guide/seisaku/